

一般廃棄物処理業許可書

長岡市指令環業第28号

平成28年4月11日

株式会社 小出環境サービス

代表取締役 大桃政春 様

禁複写

長岡市長 森民夫



平成28年4月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業許可書を交付します。

取扱廃棄物の種類	①魚沼市から発生し、廃棄物となった特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器のうち、魚沼市が一般廃棄物収集・運搬業許可の取扱廃棄物の種類として指定しているもの ②魚沼市から発生した一般廃棄物のうち木くず
業務内容	①次の指定引取場所での荷降ろし • 長岡市要町1丁目4番44号 日本通運(株)中越支店 • 長岡市新組町2474番地1 (株)豊和商事 ②次の引取場所での荷降ろし • 長岡市大積三島谷町1247番地 三島谷興産(株) • 長岡市飯塚1986番地 (株)ホーネンアグリ
許可年月日	平成28年4月19日
許同期限	平成28年4月19日から 平成30年4月18日まで
その他の条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及び長岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同施行規則を遵守すること。 2 許可を受けた権利を他に譲渡又は転貸しないこと。 3 許可期間中であっても許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。この場合、損害を受けることになつても、長岡市は、その責を一切負わない。 4 業務の遂行のいかんを問わず、信用を傷つけ、又は不名誉となる行為があったときは、この許可を取り消すことができる。許可を取り消すことによって生ずる損害については、長岡市は、その責めを負わない。 5 運搬車については、許可申請書に記載のとおりとする。 6 運搬の際は、廃棄物が飛散しないようにすること。